

武蔵野市一般廃棄物処理実施計画

武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例（平成4年12月武蔵野市条例第46号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、武蔵野市一般廃棄物処理計画の令和7年度廃棄物の処理実施計画を次のとおり定める。

令和7年4月1日

武蔵野市長 小美濃 安 弘

令和7年度一般廃棄物の処理実施計画について

第1 施行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第2 施行区域 武蔵野市全域

第3 一般廃棄物の種類及び収集・運搬計画並びに処理計画

種類及び分別の区分			主な内容	収集及び 処理量	収集・運搬計画				処理計画						
					主体	収集 区域	収集回数	収集 ・運搬	中間処理		最終処分				
									主体	処理方法	主体	処理方法			
ごみ	家庭廃棄物 （小規模事業所分を含む。）	燃やすごみ		生ごみ、プラスチック製品、革製品、ゴム製品、木製品、資源にならないプラスチック製容器包装・紙類・布類 等	26,423 トン	市委託業者	毎週2回	戸別収集	市 武蔵野クリーンセンター	焼却	東京たま広域資源循環組合 委託（メルテック㈱）	エコメント化 資源化			
		燃やさないごみ		金属製品、陶磁器、ガラス製品、電球、小型家電、資源にならない缶・びん 等	929 トン				市 武蔵野クリーンセンター	破碎・焼却 ・選別資源化	東京たま広域資源循環組合 委託（メルテック㈱、㈱リーテム）	エコメント化 資源化			
		資源物	古紙・古着	新聞、雑誌、段ボール、ざつがみ、古着（着られるもの）	5,586 トン				委託	資源化	－				
			びん		1,252 トン				委託（容リルト） （㈱加藤商事）	資源化	－				
			缶	スチール缶、アルミ缶	367 トン				委託 （㈱加藤商事）	資源化	－				
			ペットボトル	ペットボトルマークのあるもの	574 トン				委託（容リルト） （㈱加藤商事）	資源化	－				
			プラスチック製 容器包装	プラマークのあるもの等（ペットボトルを除く。）	1,904 トン				委託（容リルト・独自） （㈱加藤商事）	資源化	－				
		危険・有害ごみ		乾電池、充電電池、蛍光管、体温計、スプレー缶、小型家電（電池が取り外せないもの）	99 トン				市 武蔵野クリーンセンター	選別資源化	委託（野村興産㈱）	資源化			
				資源化	引取り（㈱リーテム）	資源化									
	家庭廃棄物	粗大ごみ		家具類、大型ごみ（家電リサイクル法対象品目を除く。）	1,332 トン	市全域	申込の都度・随時	戸別収集 ・持込	市 武蔵野クリーンセンター 委託（㈱リスト）	破碎・焼却・選別・資源化	東京たま広域資源循環組合 委託（メルテック㈱、㈱リーテム）	エコメント化 資源化			
		せん定枝木		庭木等をせん定した際に出る枝木、草葉	153 トン				市委託業者	毎週1回	戸別収集	委託（㈱尾林造園）	積替え	－	
												（積替え後、北進重機㈱他4社にてチップ化）		－	
		拠点回収	紙パック	飲料用紙パック	21 トン				市委託業者	毎週2回	拠点回収	委託	資源化	－	
			小型家電（パソコンを除く。）	小型家電リサイクル対象品目	3 トン							市委託業者	随時	引取り（㈱リーテム）	資源化
		宅配便回収			6 トン				リネットジャパンリサイクル㈱	申込の都度	宅配便回収				引取り（リネットジャパンリサイクル㈱）
		集団回収		古紙、古着、アルミ缶等	2,348 トン					随時			資源化	－	
		家電リサイクル対象品目		テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機						申込の都度	戸別収集	（一財）家電製品協会	選別資源化	－	
		指定再資源化製品廃棄物		パソコン					（一社）パソコン3R推進協会	申込の都度		各事業者	資源化	－	
		事業系一般廃棄物	燃やすごみ（小規模事業所分を除く。）						6,600 トン	市許可業者	各々	戸別収集	市 武蔵野クリーンセンター	焼却	－
域外処理分				514 トン	市許可業者				一般廃棄物処分業者	資源化				－	
古紙類				384 トン	専ら物のみの収集運搬をする者又は市許可業者	専ら物のみを処分する者	資源化	－							
食品リサイクル法による生ごみ				1,892 トン	市許可業者	食品リサイクル法に定める登録再生利用事業者等	資源化	－							
その他の生ごみ			学校給食残さ	177 トン	市許可業者	食品残さ再生利用事業者	資源化	－							
動物死体			飼い主不明の犬、猫等の死体（占有者又は管理者が自らの責任で収集・運搬・処理を行うものを除く。）	100 体	市委託業者	連絡受理の都度		－		委託（宗教法人慈恵院）	火葬				
し尿			汲取ふん尿、仮設便所、浄化槽汚泥	200 kℓ	市委託業者	一般家庭は毎月2回 仮設便所は毎週2回	戸別収集	湖南衛生組合	前処理希釈 放流方式	－					

第4 一般廃棄物の排出抑制のための方策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく武蔵野市一般廃棄物処理基本計画は令和5年3月に改定され、その中で令和5年度から10年間の新たな廃棄物処理の基本方針が定められた。当該計画の基本理念である「ごみゼロを目指して 持続可能なまち「むさしの」へ ～身近なことからみんなで一歩ずつ～」を目指し、「リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進」、「市民・市民団体、事業者、行政の連携の推進」、「安全・安心で安定したごみ処理の維持」という基本方針に沿って以下の施策を実施する。

1 主な施策

(1) ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制

ア 排出者責任に基づいたごみの減量

市民、事業者等の排出者によるごみや資源物を減らす自主的な取組が行われるよう呼びかけ、必要な支援を検討及び実施する。

イ 分別・リサイクルの推進

せん定枝及び草葉の資源化を引き続き推進する。また、資源化処理の対象にかかる課題を整理する。

燃やさないごみ及び粗大ごみから小型家電製品のピックアップ回収を行い、マテリアル回収事業を継続する。また、回収した希少金属等の有価物の売却を実施する。

ウ 拠点回収・宅配便回収・集団回収

使用済小型電子機器等の再商品化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）を踏まえ、小型家電回収ボックスによる拠点回収事業を継続する。拠点回収事業やパソコン及び小型家電の宅配便回収事業者の周知を通じて、クリーンセンターの事故リスク抑制とリサイクル回収を推進する。

集団回収と行政収集の二重の収集体制になっている一部の団体について、その解消に向けた整理を進める。

エ ごみと資源物の取扱いの適正化

ごみ及び資源物の不適切処理や不法投棄について、調査及び把握と必要に応じた防止の指導を徹底する。

ごみ減量及び資源化に向けた施策等の基礎データとするため、定期的な家庭ごみの組成分析調査を継続的に行う。

オ 事業系一般廃棄物の減量と資源化

多量排出事業者及び小規模事業者への減量資源化指導を継続し、

適正排出率の維持向上を図る。また、商品販売時における廃棄物の発生抑制等について働きかけを行う。

事業者に対して、ごみ減量、資源化等の啓発を行い、優良事業者に対する顕彰を行う。

市自らが事業者として、率先して発生抑制、分別及び資源化により一層取り組むとともに、環境配慮への取組を推進する。

カ 食品ロスの削減

各主体による食品ロス削減に向けた取組を進め、ごみ（生ごみ）の減量を図る。

(2) 連携の推進

市民団体による活動がより活発に行われるよう、市民団体との連携を推進する。また、環境啓発イベント等への参加及び出展により様々な主体との交流に努める。

資源物の店頭回収及び自主回収について、事業者の情報を市ホームページ等で広報する。また、大規模事業所への立入検査等の機会を捉えて、事業者への働きかけ及び提案を強化する。

(3) 啓発の拡充

ア 情報提供の推進

ごみや3R等に関する情報を、紙媒体、SNS等の情報発信ツールを用いて情報提供を行い、発生抑制、分別等の動機付けを行う。また、中学生から大学生まで及び市内在住の外国人向けの情報発信を強化する。

事業者によるサーキュラーエコノミーの取組が推進されるように、国や都と連携し、事業者への情報提供等を行う。

イ 学習機会の提供

ごみに関する様々な事項について、各主体のライフスタイルの転換につながるよう、学習の機会を提供する。

ウ 子どもへの環境教育

子どもたちに対する環境教育を行い、将来的なライフスタイルの変化に繋げる。また、環境教育の内容が保護者世代にも伝わり、家庭内でのごみ減量及び資源化へ向けた行動に繋がるよう促す。

環境教育の内容については、学校教育との結びつきを図る。

エ 環境啓発施設を活用した啓発

クリーンセンターとむさしのエコレポートを相互に活用し、ごみやその他の環境に関する啓発を推進する。

(4) ごみ処理の効率化

ア ごみ収集・処理事業の効率化と環境負荷低減

環境負荷の低減と事業の効率化によるコスト削減を目的として、収集品目、処理方法等の研究を行う。

イ プラスチックの分別・収集・資源化及びペットボトルの収集頻度についての検討

プラスチック資源循環促進法等を踏まえたプラスチック製品の分別収集及び再商品化について検討する。また、ペットボトルの毎週収集の実施に向けて検討を進める。

海洋プラスチックごみ汚染問題やマイクロプラスチック問題等に対する国の動向を踏まえつつ、トータルな環境負荷の低減を目指した研究を行う。

2 市民、事業者及び行政における具体的方策

(1) 市民の具体的方策

ア 物品の購入時には、次に掲げるところにより、ごみの排出抑制に努める。

(ア) 必要な物だけを購入

(イ) 買物袋（マイバッグ）を利用し、レジ袋及び過剰包装を断る。

(ウ) 再生品の使用の促進及び使い捨て商品の使用の自粛

(エ) 賞味期限、消費期限等の期限のある商品については、すぐに使う（食べる）場合は当該期限の近いものから購入することで飲食店、小売店等の商品の廃棄の削減に繋げる。

イ 物品の取得後は、次に掲げるところにより、ごみの排出抑制に努める。

(ア) 手入れ及び修理による長期使用

(イ) 食材等の消費品目の使い切り

(ウ) 食べ残しをしない。

(エ) ローリングストック（賞味期限の古いものから消費し、消費した分だけ買い足すことをいう。）を意識した備蓄及び管理をする。

ウ 排出時には、次に掲げるところにより、ごみの排出抑制、リサイクル及び適正なごみの処理の徹底に努める。

(ア) ごみの分別排出の徹底（特にリチウムイオン電池等の危険・有害ごみの分別）

(イ) 家庭での生ごみの堆肥化及びその利用の促進

(ウ) 集団回収への参加

(エ) トレイ等の購入店における店頭回収の促進

(オ) リユース掲示板の利用による不用品の有効活用

(2) 事業者の具体的方策

- ア 一般廃棄物と産業廃棄物との分別区分の徹底
- イ 事業系資源物（雑紙、生ごみ等）の資源化の推進
- ウ ごみ減量及び再利用の促進による発生源における排出の抑制
- エ 過剰包装の抑制
- オ 流通包装廃棄物の排出の抑制
- カ 使い捨て容器の使用の抑制並びに製造及び流通の事業者による自主回収、店頭回収及び資源化の推進
- キ 再生品の積極的使用の促進
- ク 協定に基づくレジ袋の使用削減及びマイバッグ使用の推進
- ケ 協定に基づく食品ロスの削減の推進
- コ リユース店舗情報の提供

(3) 行政の具体的方策

- ア 家庭ごみ有料処理の適正な実施
- イ 戸別収集の管理運営
- ウ ふれあい訪問収集の継続実施
- エ ごみの分別、排出方法等の改善及び啓発の徹底
- オ ごみの資源化施策の継続（生ごみ及びせん定枝葉）
- カ ごみ組成分析調査結果を踏まえたごみ減量及び資源化施策の推進
- キ ごみ減量及び再利用に関する市民及び事業者に対する情報提供及び啓発
- ク ごみの広域処理の研究
- ケ 学校及び地域社会の場における教育啓発活動の充実
- コ 使い捨て飲食物容器等、容器包装類の排出の抑制についての啓発
- サ 事業系一般廃棄物排出事業者に対するごみ減量化指導の徹底
- シ 事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分方法の周知徹底
- ス 事業系一般廃棄物に関する優良事業者認定・表彰制度の実施
- セ 学校給食残さ資源化の推進
- ソ 拡大生産者責任についての国、都及び事業者への働きかけ
- タ 市民及び事業者の自主的なごみ減量及び資源化の取組への支援
- チ ごみ処理経費の経済性向上及び情報提供の推進
- ツ 店頭回収及び自主回収を行う事業者の情報の広報
- テ 埋立処分量ゼロの維持及び最終処分場の有効活用

第5 家庭ごみ有料処理に関する事項

条例第19条第1項の規定により、家庭から排出される燃やすごみ及び燃やさないごみについては、市が指定する有料ごみ処理袋により排出するものとする。

第6 市では収集及び処理ができない廃棄物

区分	品目例	
有害性のあるもの	殺虫剤、殺菌剤、農薬、ラベルの剥がれている薬品のびん等	
危険性のあるもの	在宅患者の使用済み注射針、消火器等	
引火性のあるもの	プロパンガスボンベ、揮発油、灯油等	
家庭ごみの処理を著しく困難にするもの又は処理施設の機能に支障が生ずるもの	自動車部品等	バイク、バイク・自動車部品、タイヤ（バイク・自動車用）、バッテリー（希硫酸を含むもの）等
	建築廃材等	建築廃材（瓦、コンクリートブロック、レンガ、設備及び外壁材等）、日曜大工の畳・扉等の建具2枚以上等
	その他	モーター付工具、FRP船、ボウリングの球、耐火金庫、ペンキ、ピアノ、土砂、石、肥料、コンプレッサー、その他冷媒（フロンガス等）が充填された製品等
特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）対象製品	テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫等	
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）対象製品	デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、液晶ディスプレイ等	

第 7 一般廃棄物処理の実施主体一覧

中間処理施設

	施設名・運営主体		処理方法	処理能力
燃やすごみ	武蔵野クリーンセンター	市	焼却	1日当たり120トン
	武蔵野市緑町3-1-5			
燃やさないごみ・粗大ごみ	武蔵野クリーンセンター	市	破碎・焼却・選別	10トン／5h
	武蔵野市緑町3-1-5			
びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装	株式会社加藤商事西多摩支店リサイクルプラント		選別・圧縮・梱包・保管	
	西多摩郡瑞穂町			
小型充電式電池	一般社団法人JBRC		再資源化	
	港区			
粗大ごみ(スプリングベッド)	株式会社リスト		破碎・焼却・選別・資源化	
	国立市			
小型家電	リネットジャパンリサイクル株式会社		再資源化	
	愛知県名古屋市中村区			
せん定枝木	株式会社尾林造園		積替え	
	西東京市			
	株式会社清水インダストリー		チップ化	
	群馬県高崎市			
	北進重機株式会社		チップ化	
	群馬県渋川市			
	吾妻木質燃料株式会社		チップ化	
	群馬県渋川市			
	株式会社グリーンマテリアル		チップ化	
	群馬県邑楽町			
食品残さ(生ごみ)	バイオエナジー株式会社城南島食品リサイクル施設		メタン化	
	大田区			
	株式会社アルフォ城南島飼料化センター		飼料化	
	大田区			
	株式会社西東京リサイクルセンター		メタン化	
	羽村市			
	株式会社ジェイ・アール・エス三ヶ島工場		飼料化、肥料化	
	埼玉県所沢市			
	オリックス資源循環株式会社寄居バイオガスプラント		メタン化	
	埼玉県寄居町			
	ニューエナジーふじみ野株式会社		メタン化	
	埼玉県ふじみ野市			
	株式会社日本フードエコロジーセンター本社工場		飼料化	
	神奈川県相模原市			
食品残さ(生ごみ)事業系一般廃棄物	株式会社アクト・エア総合リサイクルセンター		堆肥化等	
	神奈川県愛川町			
事業系一般廃棄物	高根商事株式会社エルデガーデン		堆肥化	
	瑞穂町			
	株式会社大進緑建		チップ化	
	羽村市			
し尿	湖南衛生組合	1日当たり7.0キロリットル	前処理希釈放流方式	
	武蔵村山市大南5-1			

最終処分施設

	施設名・運営主体		処理方法
焼却残さ(焼却灰)	二ツ塚廃棄物広域処分場エコセメント化施設		東京たま広域資源循環組合
	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地		
	メルテック株式会社		人工骨材化
危険・有害ごみ	野村興産株式会社イトムカ鉱業所		水銀精製
	北海道北見市		
使用済家電分解品	株式会社リーテム		貴金属の再資源化
	大田区		
動物死体	宗教法人 慈恵院		火葬
	府中市		